

誘導灯及び誘導標識の基準の一部が改正されています

- 1** 避難経路に於ける煙の滞留を想定した誘導灯の設置基準の見直しがされました
カラオケボックスや個室ビデオ店、地下街などでは火災発生時の煙の滞留が想定され、
通路誘導灯については、床面または煙の滞留に影響されない部分に設置するように
明記されました。同時にこの部分に蓄光誘導標識を代替設備として設置可能となりま
した。

消防法施行規則第28条の3第4項第3号

煙は上から滞留してきますので、天井面の誘導灯の視認性は悪くなりますよねー
とても良い改正だと思います。ただ低い位置ですと視認を妨げる物をおかない様に
いつも気をつけましょう

- 2** 誘導灯の非常電源の容量が**60分**対応とする範囲が拡大されました

長時間対応誘導灯の設置義務の範囲が地下駅及び地下駅に通じる階段、通路に拡大
されました。蓄光型誘導標識を設置した場合は一般誘導灯(20分対応)でも可です。

消防法施行規則第28条の3第4項第10号



2003年の韓国での地下鉄放火事件を思い出しますね お亡くなりになった方が200人近くだった
と記憶していますが、この長時間点灯タイプの誘導灯があれば少しは被害を小さくできたかも..

- 3** 避難口誘導灯の設置を要しない居室が追加されました

誘導灯、誘導標識の設置を要しないとするものに次に該当するものが加えられました。

- 1 直接地上に通ずる出入り口を有していること。
- 2 室内の各部分から避難口を容易に見通し認識でき、各部分から避難口まで
歩行距離30m以下であること。
- 3 消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられていること。



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp>



弊社top pageへ 